

平成十九年十月十六日受領
答弁第七三三号

内閣衆質一六八第七三号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出舛添厚生労働大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出舛添厚生労働大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

社会保険庁においては、同庁職員による年金保険料等の横領等に係る事案及び市町村職員による国民年金保険料の横領等に係る事案について調査を行い、本年九月二十一日にその結果を公表したところであるが、それによれば、社会保険庁職員及び市町村職員による横領等の事案が少なからず発生しており、また、その件数及び金額については市町村職員の方が多いため、御指摘のような発言を行ったものである。

五について

御指摘の発言については、すべての市町村において問題があるといった趣旨ではなく、公務員による年金保険料の横領等は、絶対にあってはならない旨を述べたものである。